

県営繕工事に適用する市場単価（令和5年度単価）の運用について（試行）

「市場単価」については、国の統一基準である「公共建築工事標準単価積算基準」において取り扱いを規定しているところです。

一方、「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和5年2月14日付け 国不建キ第40号）において、時間外労働時間を短縮するために必要な費用が単価に反映されたところです。

この措置を踏まえ、国土交通省では「官庁営繕工事に適用する市場単価（令和5年度単価）の運用について（試行）」（令和5年3月29日付け国営積第16号）のとおり令和5年度の市場単価の運用の試行を実施しますので、県営繕工事においても準用することとします。

準用する取扱い

（別添）官庁営繕工事に適用する市場単価（令和5年度単価）の運用について（試行）（令和5年3月29日付け国営積第16号）

なお、表-1脚注の「公共建築工事積算基準等資料（令和5年改定）」は、「長崎県公共建築工事積算基準等資料（令和5年4月改定）」に、3.適用時期等の「入札時積算数量書」は、「入札時積算数量書等又は公開参考積算数量内訳書」に読み替えるものとする。

適用時期

令和5年度の市場単価を用いる工事に適用する。（令和5年度は年1回改定の予定）

（問い合わせ先）土木部建築課計画指導班

電話：095-894-3095

国 営 積 第 1 6 号
令 和 5 年 3 月 29 日

大臣官房官庁営繕部計画課営繕積算企画調整室長 殿
大臣官房官庁営繕部整備課特別整備室長 殿
各 地 方 整 備 局 営 繕 部 長 殿
北 海 道 開 発 局 営 繕 部 長 殿
内閣府沖縄総合事務局 開発建設部長 殿

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課
営繕積算企画調整室長
(公 印 省 略)

官庁営繕工事に適用する市場単価（令和5年度単価）の運用について（試行）

「市場単価」については、国の統一基準である「公共建築工事標準単価積算基準」において取り扱いを規定しているところである。

一方、「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和5年2月14日付け国不建キ第40号）において、時間外労働時間を短縮するために必要な費用が単価に反映されたところである。

この措置を踏まえ、今般、官庁営繕工事に適用する令和5年度の市場単価について、その運用を下記のとおり試行するので通知する。

記

1. 工事費の積算方法

「2. 市場単価の補正方法等」に基づき労務費を補正した単価により、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

2. 市場単価の補正方法等

市場単価と補正市場単価は、表-1の対象工種について、同表の補正率を用いた以下の式により補正する。

- ・ 市場単価 × 補正率
- ・ 補正市場単価 × 補正率

表－1 補正の対象工種^{注)}と補正率

建築工事

対象工種	補正率
全ての工種	1.01

電気設備工事

対象工種	補正率
「プルボックス用接地端子」、「防火区画貫通処理 金属管・丸型用」以外の配管工事	1.01
配線工事	1.01
接地工事（屋外）	1.01

機械設備工事

対象工種	補正率
全ての工種	1.01

注) 対象工種に属する全ての規格・仕様に適用し、対象地域は全国とする。

なお、対象工種の区分は、「公共建築工事積算基準等資料（令和5年改定）」第4編 第1章 表A-1、E-1、M-1の工種（ただし、表中「市場単価及び補正市場単価改修補正率」に記載のある場合は当該区分）による。

なお、表－1の補正率を他の補正率に乗じる場合、乗じた後の補正率の値は、少数点以下第3位を四捨五入して小数点以下第2位とする。

3. 適用時期等

令和5年度の市場単価を用いる工事に適用する。

なお、本試行を適用する工事の入札時積算数量書に本試行を適用する旨を記載すること。